

宝塚市 部活動指導者育成指標

項目	指標内容
1 部活動を担う 素養	① 学校教育の一環である部活動において、教育に対する情熱・使命感をもち、生徒に愛情をもって接することができる。
	② 部活動において、安全に配慮しながら、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感等を育てることができる。
	③ 教養、社会性、コミュニケーション力、想像力等の総合的な人間性を備えている。
	④ 高い倫理観と規範意識をもち、自らの人権感覚を高めることができる。
	⑤ 生徒、保護者、地域や関係機関等と公正・公平な立場で対応することができる。
	⑥ 常に意欲的に学び続ける姿勢をもち、新たな課題へ挑戦することができる。
2 宝塚市の課題 への対応	① 学校や地域の実態に応じて、外部指導者や地域の協力を得ての実施や複数校での合同実施、関係施設や関係団体等との連携による実施等の部活動の多様な運営方法に対応することができる。
	② いじめ、不応等への対人的な教育課題の重要性を理解し、その予防・解決に取り組み、生徒が安心して部活動に取り組むことができるようにする。
	③ 教職員が生徒と向き合う時間の確保と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、計画的に部活動を実施することができる。
	④ 法令を遵守し、生徒に対するハラスメントや不適切な言動を行わず、部活動の指導を行うことができる。
3 部活動経営、 部活動計画及び安全 管理	① 当該校の活動方針及び計画に基づき、当該部の年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成することができる。
	② ガイドライン等が示す活動時間と休業日を遵守するとともに、一定期間の休業期間を計画的に設けることができる。また、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動になるようにすることができる。
	③ 生徒や保護者との意見交換等を通じて生徒の部活動に関するニーズを理解し、また、生徒の主体性を尊重しながら、当該部の活動目標、指導方針、活動計画等を検討、設定、改善することができる。
	④ 生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動等、バランスのとれた生活を送ることができるよう指導をすることができる。
	⑤ 生徒が部活動を通して、教育課程において学習する内容の大切さについて認識することができるようにする。また、生徒が部活動を通して、自らの適性や興味や関心等についてより深く追求することができるようにする。
	⑥ 安全のための危機管理や健康管理の在り方を理解し、事件、事故、熱中症、トラブル、感染症等の予防や対応をすることができる。
4 部活動の専門 性に応じた指導・ 援助	① 生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を涵養できるようにするとともに、スポーツ、文化、科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって継続する資質や能力を育てることができる。
	② 生徒や地域の実態に応じた練習の内容や方法を工夫し、効果的な練習計画を立て実施することができる。
	③ 部全体や生徒個々の専門的な知識や技能及び競技力の課題を分析し、計画的に改善・向上に取り組むことができる。
	④ 日々の実践を振り返り、指導者自らの適性や課題に応じた研究・研修に努め、指導の内容や方法の工夫・改善を行い、自らの専門的知識や技能の向上に意欲的に取り組むことができる。
	⑤ 過重な練習の実施や生徒のバーンアウト等を防止しながら、勝利を過剰に重視することなく、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む指導をすることができる。
	⑥ 生徒が技能、記録、安全確保に関する自分の目標や課題について、自ら明確にできるようにする。また、そのような目標の達成や課題の解決に向けて、生徒が主体的に考え調べ、必要な内容や方法等を実践することができるようにする。
5 部活動におけ る教育	① 生徒同士の好ましい人間関係を構築することができる。また、生徒の学習意欲の向上や自己肯定感、責任感や連帯感を涵養することができる。
	② 部活動において生徒の学びや成長を把握し、指導方法の改善につなげることができる。
	③ 生徒個々の目的・目標やニーズや入部理由等を把握し、個別的に支援することができる。
	④ 自他の人権意識を高めていこうとする生徒の実践的な行動力を育成することができる。
	⑤ 生徒との適切な距離を保ちながら、生活背景や内面の理解に努め、カウンセリングマインドとストレスマネジメントに基づく指導を行うことができる。
6 特別な配慮を 必要とする生徒へ の対応及び個性や 多様性への配慮	① 多様な個性や課題を有する生徒や、特別な配慮を必要とする生徒の部活動における取り組みや学びの過程において生じるニーズや困り感や困難さに応じた、個別的な指導や支援を行うことができる。
	② 特別な配慮を必要とする生徒の個別的教育支援計画や指導計画に基づき、保護者や関係機関等と連携しながら、部活動における個別の支援を行うことができる。
7 保護者や地 域、関係機関等 との連携及び協働	① 学校・各部活動と保護者・地域等は、共に生徒の健全な成長のための教育や部活動環境の充実を支援するパートナーであるという考え方のもと、保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら、開かれた部活動運営をすることができる。
	② 保護者と話し合う機会を設ける等、意思の疎通を大切に、信頼関係を築くことができる。
	③ 生徒や保護者に対して、当該校全体の目標・方針、各部の活動の目標・方針・計画、指導（練習）方法、活動の期間や時間、活動の諸経費等について、理解を得られるよう積極的に説明することができる。
8 他の教職員等 との連携及び協働	① 部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、部活動の意義、運営や指導の在り方について教職員相互に理解を深め、組織的に取組を進めることができる。
	② 部顧問、担任、養護教諭、外部指導者等が連携を図り、複数の教職員が関わって部活動に取り組むことができる。
	③ 部活動の指導の内容や方法等に関して、同僚・先輩や管理職等に積極的に相談し、多様な知見を指導に生かすことができる。
	④ 他の教職員等と意見交換し情報共有を図りながら、教職員等が相互に個性や特性の理解に努め、協働して課題に取り組むことができる。
	⑤ 専門的知見を有する他の教職員（保健体育担当の教師や養護教諭等）と連携・協力し、発達段階の特徴・個人差、健康管理、安全確保、栄養管理等に関する知識を得るよう努めながら、指導を行うことができる。